

## 城陽市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱（内規）

### 第1条

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人の指定に関しては、本市と専門機関等との「城陽市における空家等の対策に関する協定」に基づき、空家等対策を進めているため、市長はこれを行わないこととする。

### 附則

この要綱は、令和5年11月24日から施行する。